

## 災害情報・応援要請速報・応援要請詳報

年 月 日 時 分

災害情報・応援要請速報・応援詳報 第 号

要請消防機関等名		連絡担当責任者	
発生(覚知)日時	年	月	日 時 分(覚知 時 分)
災害発生場所			
災害の種別			
災害の状況	現況		
	拡大の予想		
人的物的被害の状況			
気象、地形又は市街地の状況			
応援部隊の任務概要			
必要人員、車両、資機材概数、及び応援予定期間			
応援部隊到着希望時間			
集結場所、現地担当者待機場所			
使用無線系統波			
指揮本部位置及び指揮本部長名			
道路交通、気象等の状況			
その他必要事項			

消防機関等名	消火隊	救助隊	救急隊	化学 消火隊	後方 支援隊	その他の 特殊隊	備 考
和歌山市 (消防本部)	4 ( 4 )	1 ( 1 )	4 ( 4 )		1	5 ( 5 )	救助隊はBC災害対応隊を兼務 指揮車、支援車、燃料補給車、 無線中継車、はしご車
(消防団)	21 ( 21 )	1 ( 1 )					車両21台、89名
海南市 (消防本部)	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )				左記のうち2隊を選択
(消防団)	2 ( 2 )						
紀美野町 (消防本部)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				要請による1隊のみ 応援可能
(消防団)	1 ( 1 )						
那賀(組)	2 ( 1 )	1	1 ( 1 )		1	( )	
紀の川市	10 ( 5 )						
岩出市	1 ( 1 )						
橋本市 (消防本部)	1 ( 1 )		1 ( 1 )		1 ( 1 )		
(消防団)	1 ( 1 )						
伊都(組)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
かつらぎ町	1 ( 1 )						
九度山町	1 ( 1 )						
高野町 (消防本部)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
(消防団)	1 ( 1 )						
有田市 (消防本部)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
(消防団)	1 ( 1 )						
湯浅広川(組)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
湯浅町	1 ( 1 )						
広川町	1 ( 1 )						
有田川町 (消防本部)	1 ( 1 )		1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
(消防団)	3 ( 3 )						
御坊市 (消防本部)	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
(消防団)	2						
日高広域(組)	2 ( 2 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )			1 ( 1 )	左記のうち1隊を選択 特殊隊は潜水隊
美浜町	1 ( 1 )						
日高町	1 ( 1 )						
由良町	1 ( 1 )						
印南町	1 ( 1 )						
みなべ町	1 ( 1 )						
日高川町	1 ( 1 )						

消 防 機 関 等 名	消 火 隊	救 助 隊	救 急 隊	化 学 消 火 隊	後 方 支 援 隊	そ の 他 の 特 殊 隊	備 考
田 辺 市 ( 消 防 本 部 )	2 ( 2 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )			1 ( 1 )	特殊隊は電源照明車隊 消火隊1隊及び救助隊は B C 災害対応隊と兼務
( 消 防 団 )	5 ( 5 )						
白 浜 町 ( 消 防 本 部 )	2 ( 2 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )				左記のうち2隊を選択
( 消 防 団 )	2 ( 2 )						出動場所により変更あり
上 富 田 町	2 ( 2 )						
す さ み 町	1 ( 1 )						
新 宮 市 ( 消 防 本 部 )	1 ( 1 )		1 ( 1 )				
( 消 防 団 )	1						
那 智 勝 浦 町 ( 消 防 本 部 )	1 ( 1 )		1 ( 1 )	1			左記のうち1隊を選択
( 消 防 団 )	2 ( 2 )						
太 地 町	2 ( 1 )						
古 座 川 町	1						
北 山 村	1 ( 1 )						
串 本 町 ( 消 防 本 部 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )				左記のうち1隊を選択
( 消 防 団 )	1						出動場所により変更あり
合 計	95 [ 12 ] ( 83 [ 12 ] )	9 [ 5 ] ( 8 [ 5 ] )	20 [ 13 ] ( 20 [ 13 ] )	1 [ 1 ] ( 0 [ 0 ] )	3 ( 1 )	7 [ 1 ] ( 7 [ 1 ] )	





災 害 報 告 1 (概要表)		
	項 目	内 容
1	発 生 場 所	市 郡 町 村
2	災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 頃
3	災 害 概 要	
4	被 害 概 要	人的被害 死 者 行方不明 負 傷 者 _____名 _____名 _____名
		物的被害
5	出 動 車 両 等 及 び 人 員	計 台 (機)
		計 名
6	作 業 台 数 及 び 人 員	計 台 (機)
		計 名
7	活 動 概 要	

災 害 報 告 2 ( 応援活動概要表 )

項 目	内 容			
1	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市 郡</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">町 村</td> </tr> </table>	市 郡	町 村	
市 郡	町 村			
2	年      月      日      時      分      頃			
3	年      月      日      時      分			
4				
5	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">                     出動                      集結場所到着                      引揚                      帰署(所)                 </td> <td style="width: 25%; text-align: center;">                     年      月      日                      年      月      日                 </td> <td style="width: 25%; text-align: center;">                     時      分                      時      分                      時      分                      時      分                 </td> </tr> </table>	出動 集結場所到着 引揚 帰署(所)	年      月      日 年      月      日	時      分 時      分 時      分 時      分
出動 集結場所到着 引揚 帰署(所)	年      月      日 年      月      日	時      分 時      分 時      分 時      分		
6	( 作業台数 )  計      台 ( 機 )			
7	( 作業人員 )  計      名			
8	計      台 ( 機 )  計      名			
9				
10				

災 害 報 告 3 ( 応援活動概要表 )

項 目	内 容																												
1	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">応援開始日時</td> <td style="width: 15%;">出動</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分</td> </tr> <tr> <td>終了日時</td> <td>集結場所到着</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引揚</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>帰署(所)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分</td> </tr> </table>	応援開始日時	出動	年	月	日	時	分	終了日時	集結場所到着				時	分		引揚	年	月	日	時	分		帰署(所)				時	分
応援開始日時	出動	年	月	日	時	分																							
終了日時	集結場所到着				時	分																							
	引揚	年	月	日	時	分																							
	帰署(所)				時	分																							
2	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">応援車両等 (日別、種別、数量)</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">(作業台数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計 台(機)</td> </tr> </table>	応援車両等 (日別、種別、数量)	(作業台数)		計 台(機)																								
応援車両等 (日別、種別、数量)	(作業台数)																												
	計 台(機)																												
3	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">応援人員 (日別、部隊別)</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">(作業人員)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計 名</td> </tr> </table>	応援人員 (日別、部隊別)	(作業人員)		計 名																								
応援人員 (日別、部隊別)	(作業人員)																												
	計 名																												
4	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">応援資機材 (種別、数量)</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">計 台(機)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計 名</td> </tr> </table>	応援資機材 (種別、数量)	計 台(機)		計 名																								
応援資機材 (種別、数量)	計 台(機)																												
	計 名																												
5	応援活動概要																												
6	特記事項																												
7	消防機関名 および指揮者名																												



## 大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会(以下「乙」という。)は、和歌山県内において、大規模な事故又は災害(以下「大規模災害等」という。)の発生時における被災者の捜索活動(以下「捜索活動」という。)を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

## (出動要請)

第1条 甲は、大規模災害等が発生した市町村の市町村長から求めがある場合等、捜索活動のために必要があると認めたときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、口頭で要請し、その後速やかに文書による要請を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲の要請がない場合において、乙が乙の判断と責任により捜索活動を実施するときには、甲は、乙の捜索活動を妨げないものとする。

## (出動)

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときには、特別の理由がある場合を除き、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときには、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等の必要な情報を甲に連絡するものとする。

## (捜索活動の実施等)

第3条 乙に属する会員(以下「会員」という。)は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。)の指示に従い、捜索活動を実施するものとする。

2 捜索活動の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を宣言したとき又は乙の事情により捜索活動の継続が不可能となったときとする。

3 捜索活動を終了したときは、乙は、甲に対して、文書により活動内容を報告するものとする。

## (費用負担)

第4条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、乙の負担とする。

## (損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って、会員及び災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

## (協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## (疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県新宮市新宮7684番地  
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会  
理事長 榎 本 義 清

## 変更協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会(以下「乙」という。)とは、平成21年1月15日甲乙間において締結した大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定(以下「原協定」という。)の一部変更について次のとおり協定を締結する。

- 1 原協定第2条第1項中「前条の出動要請を受けたときには」を「前条第1項及び第2項の出動要請を受けたときには」に変更する。
- 2 原協定第4条を次のように変更する。  
「第2条第1項の規定に基づく出動に要する費用は、原則として甲の負担とする。  
2 出動に要する費用は、「職員等の旅費に関する条例」等に基づき算出した額を上限とする旅費とする。」

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県新宮市新宮7684番地  
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会  
理事長 榎本義清

## 大規模災害等発生時における支援等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県石油商業組合（以下「乙」という。）は、和歌山県内において、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における支援及び甲に対する石油類燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で大規模災害等が発生し、交通機関の不通等により、駅、事業所及び学校等に滞留する多数の通勤者、通学者及び観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に加えて、大規模災害等の発生時における災害対応車両等（甲が保有する車両・船舶等及び甲の要請に基づき災害救助活動に従事する車両・船舶等）、救援車両等（災害対応車両以外で、防災協定等に基づき救援活動を行う車両・船舶等）及び甲の指示する施設等への優先的な供給活動（以下「供給活動」という。）について、甲及び乙は、連携・協力し、大規模災害等からの早期復旧のため、努力するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、大規模災害等の発生時においては、前2項に規定する以外の事項についても、甲及び乙は、相互に連携・協力するものとする。

（支援活動の内容）

第2条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対し、帰宅困難者への支援を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの支援活動を行うものとする。

2 支援活動は、次に掲げる事項とする。

（1）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、水道及びトイレ等を使用させること。

（2）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等又は放送等で知り得た道路情報等を提供すること。

3 乙は、乙の組合員のうち、前項に掲げる事項の全部又は一部について協力可能な給油所について、平常時から、協力態勢の把握に努めるものとする。

（支援活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、乙の組合員に当該要請について連絡し、乙の組合員は、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

2 大規模災害等の発生時に通信の途絶等により、前項の要請が到達しない場合には、前項の規定に関わらず、乙及び乙の組合員は、甲の要請を待たずに支援活動を実施することができるものとする。

(供給活動の実施)

第4条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対して、石油類燃料等の供給活動を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの供給活動を行うものとする。

(費用負担等)

第5条 第2条の規定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

2 前条の規定に基づく供給活動における石油類燃料の価格は、大規模災害の発生時点で、甲と和歌山県石油協同組合が物品継続売買契約を締結している価格とする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動及び供給活動に伴って、乙及び乙の組合員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年2月16日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 和歌山市徒町17番地

和歌山県石油商業組合

理事長 森下 正紀

## 大規模災害等発生時における支援等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県石油商業組合（以下「乙」という。）は、和歌山県内において、大規模な事故又は災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における支援及び甲に対する石油類燃料等の供給について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で大規模災害等が発生し、交通機関の不通等により、駅、事業所及び学校等に滞留する多数の通勤者、通学者及び観光客等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援活動（以下「支援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に加えて、大規模災害等の発生時における災害対応車両等（甲が保有する車両・船舶等及び甲の要請に基づき災害救助活動に従事する車両・船舶等）、救援車両等（災害対応車両以外で、防災協定等に基づき救援活動を行う車両・船舶等）及び甲の指示する施設等への優先的な供給活動（以下「供給活動」という。）について、甲及び乙は、連携・協力し、大規模災害等からの早期復旧のため、努力するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、大規模災害等の発生時においては、前2項に規定する以外の事項についても、甲及び乙は、相互に連携・協力するものとする。

### （支援活動の内容）

第2条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対し、帰宅困難者への支援を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの支援活動を行うものとする。

2 支援活動は、次に掲げる事項とする。

（1）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、水道及びトイレ等を使用させること。

（2）乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等又は放送等で知り得た道路情報等を提供すること。

3 乙は、乙の組合員のうち、前項に掲げる事項の全部又は一部について協力可能な給油所について、平常時から、協力態勢の把握に努めるものとする。

### （支援活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、乙の組合員に当該要請について連絡し、乙の組合員は、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

2 大規模災害等の発生時に通信の途絶等により、前項の要請が到達しない場合には、前項の規定に関わらず、乙及び乙の組合員は、甲の要請を待たずに支援活動を実施することができるものとする。

(供給活動の実施)

第4条 大規模災害等の発生時において、甲が乙に対して、石油類燃料等の供給活動を要請した場合には、乙は、乙の組合員の給油所において、可能な限りの供給活動を行うものとする。

(費用負担等)

第5条 第2条の規定に基づく支援活動に要する経費は、乙の負担とする。

2 前条の規定に基づく供給活動における石油類燃料の価格は、大規模災害の発生時点で、甲と和歌山県石油協同組合が物品継続売買契約を締結している価格とする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動及び供給活動に伴って、乙及び乙の組合員に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年2月16日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市徒町17番地

和歌山県石油商業組合

理事長 森 下 正 紀

罹災者救助保護計画

災害救助法適用計画

41-01-00 市町村別救助法適用基準世帯数

県社会福祉課

(令和2年国勢調査人口集計結果による)

市 町 村	人口(人) 922,584	法適用となる 滅失世帯数	1,000世帯以上滅失世帯があった場合の 法適用となる各市町村滅失世帯数
市 計	725,759		
和歌山市	356,729	150世帯	75世帯
海南市	48,369	60世帯	30世帯
橋本市	60,818	80世帯	40世帯
有田市	26,538	50世帯	25世帯
御坊市	23,481	50世帯	25世帯
田辺市	69,870	80世帯	40世帯
新宮市	27,171	50世帯	25世帯
紀の川市	58,816	80世帯	40世帯
岩出市	53,967	80世帯	40世帯
海草郡計	8,256		
紀美野町	8,256	40世帯	20世帯
伊都郡計	22,793		
かつらぎ町	15,967	50世帯	25世帯
九度山町	3,856	30世帯	15世帯
高野町	2,970	30世帯	15世帯
有田郡計	43,161		
湯浅町	11,122	40世帯	20世帯
広川町	6,781	40世帯	20世帯
有田川町	25,258	50世帯	25世帯
日高郡計	48,661		
美浜町	6,867	40世帯	20世帯
日高町	7,673	40世帯	20世帯
由良町	5,364	40世帯	20世帯
印南町	7,720	40世帯	20世帯
みなべ町	11,818	40世帯	20世帯
日高川町	9,219	40世帯	20世帯
西牟婁郡計	39,183		
白浜町	20,262	50世帯	25世帯
上富田町	15,236	50世帯	25世帯
すさみ町	3,685	30世帯	15世帯
東牟婁郡計	34,771		
那智勝浦町	14,137	40世帯	20世帯
太地町	2,791	30世帯	15世帯
古座川町	2,480	30世帯	15世帯
北山村	404	30世帯	15世帯
串本町	14,959	40世帯	20世帯

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊・半焼等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯の滅失、床上浸水・土砂の堆積による一時的住居不能状態となった世帯3世帯で1世帯の滅失とみなす。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期の和魂や冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建築型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様



救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
						冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
					半壊 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400	13,600	19,400	23,000		29,000	3,800					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器機破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 51,500円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分  1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内  小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,600円以内  一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり 5,700円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 15,500円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,900円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,400円以内 左官 27,200円以内 とび職 27,000円以内 救急救命士 14,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は令和6年4月現在

## 各市町村別避難場所・避難所一覧表

令和4年12月1日現在

	避難場所 総数	風水害	安全レベル				津波	安全レベル				避難所数			避難所収 容人数	避難者数(県被害想 定、南トラ巨大地 震1日後)	避難所の 充足率
						(注)						耐震化数	耐震化率				
和歌山市	288	119	95	11	12	1	277	173	56	48	103	102	99.0%	180,059	150,300	119.8%	
海南市	173	47	32	3	12	0	157	121	2	34	53	47	88.7%	11,593	17,200	67.4%	
橋本市	36	36	20	8	8	0	/	/	/	/	43	41	95.3%	4,148	490	846.5%	
有田市	110	16	4	1	8	3	84	74	10	0	44	36	81.8%	14,937	11,400	131.0%	
御坊市	81	45	40	2	3	0	73	43	27	3	51	51	100.0%	12,403	15,100	82.1%	
田辺市	255	173	69	15	40	49	106	82	18	6	69	63	91.3%	21,796	31,200	69.9%	
新宮市	85	52	23	10	7	12	45	32	3	10	50	43	86.0%	6,794	5,300	128.2%	
紀の川市	62	62	37	7	7	11	/	/	/	/	52	52	100.0%	20,678	1,200	1723.2%	
岩出市	46	46	37	9	0	0	/	/	/	/	22	22	100.0%	8,266	770	1073.5%	
紀美野町	49	48	27	1	6	14	/	/	/	/	49	48	98.0%	3,407	180	1892.8%	
かつらぎ町	65	65	12	10	28	15	/	/	/	/	63	45	71.4%	13,130	250	5252.0%	
九度山町	35	33	10	0	7	16	/	/	/	/	34	22	64.7%	1,598	69	2315.9%	
高野町	28	28	11	6	11	0	/	/	/	/	8	8	100.0%	885	47	1883.0%	
湯浅町	64	25	22	3	0	0	49	28	10	11	25	21	84.0%	7,940	6,700	118.5%	
広川町	55	49	14	12	23	0	17	10	3	4	50	41	82.0%	8,946	3,100	288.6%	
有田川町	64	63	19	5	39	0	66	66	0	0	59	38	64.4%	11,776	700	1682.3%	
美浜町	61	17	17	0	0	0	56	34	18	4	18	17	94.4%	3,696	3,500	105.6%	
日高町	54	19	9	3	7	0	51	44	3	4	36	25	69.4%	975	1,700	57.4%	
由良町	119	43	9	13	7	14	103	68	22	13	51	22	43.1%	6,412	3,000	213.7%	
印南町	66	35	18	7	1	9	66	56	3	7	34	29	85.3%	2,568	2,900	88.6%	
みなべ町	143	98	45	11	38	4	69	26	34	9	84	66	78.6%	11,214	5,600	200.3%	
日高川町	161	161	25	13	6	117	5	5	0	0	138	69	50.0%	12,931	770	1679.4%	
白浜町	182	24	11	7	5	1	157	149	0	8	34	18	52.9%	4,347	10,900	39.9%	
上富田町	41	40	2	10	16	12	0	0	0	0	34	26	76.5%	5,408	1,300	416.0%	
すさみ町	130	34	18	3	4	9	108	95	2	11	32	11	34.4%	1,957	1,900	103.0%	
那智勝浦町	135	36	7	25	0	4	113	82	8	23	58	27	46.6%	5,452	4,800	113.6%	
太地町	22	18	5	7	5	1	24	18	2	4	13	9	69.2%	1,130	440	256.8%	
古座川町	53	48	12	1	6	29	6	5	0	1	47	24	51.1%	7,445	620	1200.8%	
北山村	6	5	3	0	2	0	0	0	0	0	6	6	100.0%	160	75	213.3%	
串本町	360	71	51	1	19	0	308	288	5	15	102	70	68.6%	12,491	8,300	150.5%	
合計	3,029	1,556	704	204	327	321	1,940	1,499	226	215	1,462	1,099	75.2%	404,542	289,811	140%	

## 災害支援等の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県(以下「甲」という。)と和歌山県遊技業協同組合(以下「乙」という。)が、乙に加盟する遊技場に係る災害時等の支援協力(以下「支援協力」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害時の支援協力)

第2条 乙は、甲の求めに応じ、災害時の的確な応急対策を実施するため、加盟する組合員を通じ、次の各号に掲げる支援協力を行うものとする。

- (1) 沿岸地域における住民の津波からの一時避難場所としての施設の提供
- (2) 救援物資等の一時保管場所(荷捌き場等)としての施設の提供
- (3) 他地域からの緊急消防援助隊等応援車両の集結場所(駐車場)としての施設の提供
- (4) 緊急ヘリポート用の施設の提供
- (5) 緊急時の防災資機材等の一時保管場所としての施設の提供

(平常時の支援協力)

第3条 乙は、甲の求めに応じ、地域住民の防災意識の啓発等を行うため、加盟する組合員を通じ、次の各号に掲げる支援協力を行うものとする。

- (1) 災害啓発用看板等の設置場所の提供
- (2) 県・市町村等の防災イベント等の広報に対する協力(折り込み広告等への掲載)(支援協力の要請手続き)

第4条 甲は、災害発生時において、乙に加盟する組合員の支援協力が必要であると認めるときは、被災地域の市町村の意見を聴いて、乙に別記様式により支援協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに別記様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙に加盟する組合員に対して、支援協力を求めるものとする。

3 甲は、平常時において、地域住民の防災意識の啓発等を行うための支援協力が必要であると認めるときは、乙に別記様式により要請するものとする。

(関係機関との連携協議等)

第5条 甲は、必要に応じ、当該支援協力を受諾した組合員に対して、その内容、方法等について、相互に協議し確認するものとする。

(経費負担)

第6条 支援協りに要する経費は、乙が負担するものとする。ただし、突発的な事象により乙に損害が発生した場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(取扱窓口)

第7条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては総務部危機管理局総合防災課、乙にあっては和歌山県遊技場組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年 4月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市加納町10番地  
和歌山県遊技業協同組合  
理事長 藤田昌之

別記様式（第4条関係）

応援協力要請書

災害支援等の協力に関する協定第4条により、支援協力を要請します。

1 応援協力を要請する日時、場所等

（1）日時

（2）場所等

2 支援協力の内容

3 その他必要な事項

平成 年 月 日

和歌山県遊技業協同組合

理事長 藤田昌之 様

和歌山県知事 木村良樹

県担当者 所 属 総務部危機管理局総合防災課  
氏 名  
電話番号

## 大規模災害発生時等における協力に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社和歌山支店(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時等における応急対策を円滑に実施するため、特に応援受け入れに係る場所及び建物空間の確保を充実させる観点から、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模災害及び武力攻撃事態の発生が予想される場合又は発生した場合において、甲が乙に対して、乙が所有する施設の使用を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

## (要請)

第2条 使用の要請は、甲が乙に対して、文書により提出するものとする。

2 前項要請に対する回答は、乙が甲に対して、文書により回答するものとする。

3 その他の手続等は別に定める。

## (使用施設の範囲)

第3条 使用する施設(以下「施設」という。)は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 施設を使用できる者は甲の職員とする。ただし、乙の承認を得た場合は、この限りではない。

## (使用条件)

第4条 甲が乙の施設を使用する際の使用料は、無償とする。

2 甲が乙の施設を使用する際の諸条件は、別に定める。

## (具体的な連携)

第5条 この協定に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、別途協議の上、具体的な連携について定めるものとする。

## (協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでの間に、甲乙いずれからも相手方に対し何らの申し出がないときは、有効期間は、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

## (疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市一番丁5番地  
西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 宮 本 順 二



## 「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく確認書

この確認書は、和歌山県(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社和歌山支店(以下「乙」という。)が平成20年 月 日に締結した「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づく乙の施設の使用について、災害時の使用を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

(使用開始手続き)

第1条 協定書第2条第1項及び同条第2項に定める文書は、別記様式のとおりとし、文書の交換を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合には、甲及び乙は、電話連絡等又はファクシミリの使用により要請と回答を行うことができるものとする。

3 前項の場合は、事後に文書を取り交わすものとする。

(使用可能な施設等)

第2条 協定書第3条第1項に定める使用可能な施設の範囲、建物の一部、階の一部、立ち入り可能な敷地の範囲等の詳細(以下「施設」という。)については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 協定書第3条第2項に定める承認は、文書の交換を行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって協議し、乙の承認を得ることとする。

3 前項の場合は、事後に文書を取り交わすものとする。

(使用条件)

第3条 協定書第4条第2項に定める使用する施設の使用条件については、以下のとおりとする。

(1) 甲は、施設を使用する場合において、乙の指示に従うものとする。

(2) 甲は、施設の使用に際しては、改装改築等を行なわない。ただし、乙の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 甲は、施設の使用に際して、発生した一切の経費を負担する。

(4) 乙は、施設の使用が終了した後、施設の原状回復を求めることができるものとする。

(5) 前項の費用は、甲の負担とする。

(6) 甲は、その責に帰すべき事由により、乙に損害を与えた場合は、その損失を補償するものとする。

(7) 施設の使用中に発生した事故等について、乙は一切の責任を負わないものとする。

(災害時の窓口)

第4条 協定書第5条に定める連携のための態勢については、別表のとおりとする。

2 別表記載内容の改変修正については、変更がある場合は、遅滞なく変更したものを取り交わすこととする。

(使用終了手続き)

第5条 甲は、施設の使用を終了した場合は、すみやかにその旨を乙に通知し、施設を明け渡すものとする。

2 乙は、前項の明渡しを受けた場合、施設のき損が無いことを確認したのち、甲に通知をするものとする。

この確認書を証するため、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市一番丁5番地  
西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 宮 本 順 二

別記様式（第1条関係）

西日本電信電話株式会社和歌山支店  
支店長 様

ご担当者 企画総務部 第一総務担当  
第一総務担当課長 様  
(FAX 073 - 435 - 2782)

和歌山県危機管理局総合防災課長 印

担	和歌山県総合防災課防災企画班
当	Tel:073-441-2271 Fax:073-422-7652

平成20年6月30日に締結した「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく確認書により、下記のとおり施設の使用を要請するので、確認書第1条に基づき、可否の回答をお願いします。

施設所有法人名	西日本電信電話株式会社和歌山支店	
法人の所在地	和歌山県和歌山市一番丁5番地	
使用要請施設	建物名	
	所在地	
入館者		
使用予定業務		
使用予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）	
可否回答欄	西日本電信電話株式会社和歌山支店 企画総務部 第一総務担当課長 印	
その他		

別表

「大規模災害発生時等における協力に関する協定書」に基づく  
確認書第4条に係る災害時連絡態勢

西日本電信電話株式会社和歌山支店

連絡先	企画総務部 第一総務担当
	課長 担当
電話	(通常) 073-421-9215
	(夜間等)
FAX	073-435-2782
メール	

連絡調整

和歌山県危機管理局総合防災課

連絡先	総合防災課防災企画班
	班長 担当
電話	(通常) 073-441-2271
	(夜間等)
FAX	073-422-7652
メール	

災害時における避難者の受入れに関する基本協定書（原協定）

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害救助法が適用された災害時において、避難所生活を余儀なくされたことにより、健康を損ない、又は健康を損なうおそれがある者（以下「避難者」という。）を旅館、ホテル等（以下「宿泊施設」という。）に受け入れることに関して次のとおり基本協定を締結する。

（協力）

第1条 被災市町村から避難者の受入れの要請を受けた甲は、この協定に基づき、乙に受入れ要請を行う。受入れ要請を受けた乙は、可能な限り避難者を受け入れるものとする。

（要請手続等）

第2条 前条の受入れ要請に係る手続、避難者を受け入れる宿泊施設の決定及びその通知、宿泊費用の支出に係る事務手続等については、別途定めるものとする。

（宿泊費用等）

第3条 災害救助法の適用を受ける避難者の宿泊費用等については、甲と乙が別途、覚書を締結するものとする。

（事務処理）

第4条 この協定による事務は、甲においては環境生活部県民局食品・生活衛生課で、乙においては和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局で行うものとする。  
2 甲及び乙は、避難者の受入れを円滑に行うため、あらかじめ事務担当者等の連絡体制を定めておくものとする。

（市町村長との協定の優先）

第5条 市町村長と宿泊施設が、災害時における避難所としての使用に関する協定を締結している場合には、同協定に基づく被災者の受入れがこの協定に優先するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限りは、有効期間満了の翌日から起算して1年間、この協定が更新される。それ以降も同様に更新される。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月15日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市雑賀屋町東ノ丁64  
和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理事長 坂 口 邦 嗣

## 変更協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、平成 27 年 6 月 15 日甲乙間において締結した災害時における避難者の受入れに関する基本協定書（以下「原協定」という。）の一部変更について次のとおり協定を締結する。

原協定第 4 条中「環境生活部県民局食品・生活衛生課」を「商工観光労働部観光局観光振興課」に変更する。

この協定の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 月 2 2 日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市雑賀屋町東ノ丁 6 4  
和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理事長 坂 口 邦 嗣

## 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

和歌山県老人福祉施設協議会会長笠原達司（以下「甲」という。）と和歌山県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、高齢者や障害者等支援を必要とする地域住民の安心を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（甲の協力内容）

第2条 甲は、和歌山県老人福祉施設協議会の会員（以下「会員」という。）に対し、以下の事項についての協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、災害発生時等において、在宅や施設での生活が困難になった高齢者及び障害者（以下「要援護者」という。）の受入れについて、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (2) 会員は、災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握、高齢者福祉施設等への職員の派遣等について、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (3) 会員は、平常時における日常業務において、地域における高齢者、障害者、子ども等への見守り活動等にできる限り協力するとともに、地域での何らかの異変等を察知した場合には、速やかに市町村等の関係窓口に連絡するよう努めること。
- (4) 会員は、乙又は市町村から、あらかじめ前3号についての包括的な要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

（乙の協力内容）

第3条 乙は、会員が前条の協力を効果的に実施できるよう、市町村及び関係機関に対して、連携を要請するものとする。

- 2 乙は、会員が前条の協力を実施するため、市町村との間において協定、覚書等を締結しようとする場合には、必要に応じて助言等を行うものとする。
- 3 乙は、前条第1号の規定により会員が受け入れた要援護者の早期の在宅復帰のため、当該会員及び当該要援護者の居住する市町村との連携を図るものとする。
- 4 乙は、災害発生時等において、甲を通じて会員から災害ボランティア、他施設職員等の派遣要請があった場合には、市町村及び関係機関と調整を図るものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙間において協議するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年10月25日

甲 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階  
和歌山県老人福祉施設協議会  
会長 笠原達司

乙 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書

和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療護施設連絡協議会及び和歌山県児童福祉施設連絡協議会（以下総称して「甲」という。）と和歌山県（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）及び平常時において、子ども、障害者及び高齢者等の支援を必要とする地域住民の安心を確保するため、次のとおり協定を締結する。

## （甲の協力内容）

第1条 甲は、和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療護施設連絡協議会及び和歌山県児童福祉施設連絡協議会の会員（以下「会員」という。）に対し、以下の事項についての協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、災害発生時等において、在宅や施設での生活等が困難になった乳幼児、障害児者及び高齢者（以下「要援護者」という。）の受入れについて、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (2) 会員は、災害発生時等において、地域における人的・物的被災状況の把握並びに障害者施設及び児童福祉施設等への職員の派遣等について、乙又は市町村から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (3) 会員は、平常時における日常業務において、地域における子ども、障害者及び高齢者等への見守り活動等にできる限り協力するとともに、地域での何らかの異変等を察知した場合には、速やかに市町村等の関係窓口に連絡するよう努めること。
- (4) 会員は、乙又は市町村から、あらかじめ前3号についての包括的な要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

## （乙の協力内容）

第2条 乙は、会員が前条の協力を効果的に実施できるよう、市町村及び関係機関に対して、連携を要請するものとする。

- 2 乙は、会員が前条の協力を実施するため、市町村との間において協定、覚書等を締結しようとする場合には、必要に応じて助言等を行うものとする。
- 3 乙は、前条第1号の規定により会員が受け入れた要援護者の早期の在宅復帰のため、当該会員及び当該要援護者の居住する市町村との連携を図るものとする。
- 4 乙は、災害発生時等において、甲を通じて会員から災害ボランティア、他施設職員等の派遣要請があった場合には、市町村及び関係機関と調整を図るものとする。



とする。

(相互連携)

第3条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙間において協議するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年12月21日

甲 海南市上谷777-1 太陽の丘内  
和歌山県知的障害者施設協会  
会長 土井邦夫

橋本市柱本22 リハビリ橋本内  
和歌山県療護施設連絡協議会  
会長 上好久子

岩出市中迫667-1 和歌山乳児院内  
和歌山県児童福祉施設連絡協議会  
会長 森下宣明

乙 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知(以下「要領」という。))第4章 第11の規定に基づき、都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

## 記

## 1. 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章 第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者(別紙1)(以下「貿易業務課担当者」という。)に対し、災害救助米穀の引渡要請書(別紙2)(以下「要請書」という。)に基づく情報(引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等)を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者(以下「地方農政局等担当者」という。)に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合には、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

## 2. 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者(以下「受託事業者」という。)及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

## 3. 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書(以下「売買契約書」という。)を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、

押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。

- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

#### 4. 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

#### 5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章 第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙1)省略

(別紙2)

番 号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

都道府県知事(市町村長)

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)第4章 第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

( 災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却 )

## 政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

### 内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店(歳入代理店を含む。)
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長 (以下「甲」という。)  
と (以下「乙」という。)とは、上記政府所有主要米穀(以下「現品」という。)  
の売買について、次の条項により契約を締結する。

( 延納の特約 )

第 1 条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

( 契約保証金・延納担保及び延納利息 )

第 2 条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

( 買受代金の納付 )

第 3 条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長(以下「歳入徴収官」という。)の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店(歳入代理店を含む。)に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

( 現品の引渡し )

第 4 条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀(SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業者」という。)に行わせるものとし、受託事業者が発行する引渡通知書(仮称)と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の 내용에 適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品にこの契約の 내용에 適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の 내용에 適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は契約の 내용에 適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。  
(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの(甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。)と同一の倉庫(受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場)に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)について、当該期限(現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。)の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法(明治29年法律第89号)第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じてい

る場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品にこの契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、この契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官  
農林水産省農産局長 印

乙 住所  
氏名 印

災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とトーヨーライス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年11月15日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都中央区銀座5丁目10-13  
トーヨーライス株式会社  
代表取締役 雑賀慶二



災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山米穀株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年11月15日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月15日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山市元寺町東ノ丁六番地二  
和歌山米穀株式会社  
代表取締役 木本雅司

災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県農業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な精米の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において精米を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の規定に基づき引き渡された政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という）のとう精及び乙の保有する精米の供給を要請することができるものとする。

（1）和歌山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）和歌山県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を別記様式1又は別記様式2により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要する際には乙に口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課長に連絡するものとする。

（価格）

第4条 災害救助用米穀のとう精価格及び精米の取引価格は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 精米の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し精米を確認の上、引き取るものとする。

2 乙は、前項の引渡場所に速やかに精米を輸送するものとする。

3 甲は、第1項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

（代金の支払）

第6条 乙は、第4条の規定に基づき決定された価格により、甲に請求書を提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出があったときは、速やかにとう精代金及び精米代金を乙に支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第8条 この協定の期間は、平成23年12月1日から1年とする。ただし、協定期間の満了前相当の期間までに甲乙から何らの申し出がないときは、新たに協定を締結するまでの間継続する。

この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県海南市日方1520番地 JAビル  
和歌山県農業協同組合連合会  
代表理事理事長 中西和弥

別記様式 1

果第 号  
平成 年 月 日

様

和歌山県知事名

災害救助用米穀のとう精について（要請）

標記の件について、災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書第 2 条に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

- 1．品名
- 2．数量
- 3．災害救助用米穀引渡日時及び場所
- 4．とう精後引取日時及び場所

別記様式 2

果第  
平成 年 月 日 号

様

和歌山県知事名

災害救助に必要な精米の供給について（要請）

標記の件について、災害救助用精米の供給等の協力に関する協定書第 2 条に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1．品名

2．数量

3．日時

4．引渡場所

43-02-00 救助用食料の確保状況

ア 卸売業者の精米工場のとう精能力

(県果樹園芸課)  
(令和5年6月13日現在)

精米工場名	所在地	電話番号	とう精能力 (玄米トン/日)
和歌山米穀株式会社 工場	和歌山市元寺町東ノ丁6-2	073-432-1133	24
東洋ライス株式会社 東洋ライス和歌山工場	和歌山市黒田12番地	073-471-3011	24
和歌山県農業協同組合 連合会 海南精米センター	海南市日方新浜1294-25	073-482-6145	36
計			84

43-05-00 パン製造業者名簿  
和歌山県学校給食パン協同組合加入者

県教育支援課

商号	代表者名	〒	住所	電話番号
名方製パンKK	田中 秀和	641-0015	和歌山市布引774	073-444-6418
タツミ製パン所	巽 大二郎	640-8303	和歌山市鳴神1207-12	073-471-3305
(有)西畑商店	西畑 雅司	640-8324	和歌山市吹屋町二丁目22	073-422-4730
島津製パン所	島尾 仲宣	640-8434	和歌山市榎原215-5	073-455-0714
那賀支部				
合資会社マルトパン舗	山添 耕志	649-6226	岩出市宮150	0736-62-2200
伊都支部				
大谷食品(株)新田工場	大谷 典雄	649-7121	伊都郡かつらぎ町丁の町2269の2	0736-22-0535
有田支部				
中上製パン所	中上 雅亘	649-0421	有田市糸我町中番378	0737-88-7132
湯原製パン所	湯原 秀友	643-0111	有田郡有田川町庄31	0737-52-3758

## 協 定 書

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき、  
和歌山県下30関係事業体が次のとおり協定を締結する。

日本水道協会和歌山県支部長  
和歌山市長 大橋 建一

和歌山県水道協会  
会 長 奥 田 貢

## 第1ブロック

橋本市長	木下善之
紀の川市長	中村慎司
岩出市長	中芝正幸
高野町長	後藤太栄
かつらぎ町長	山本恵章
九度山町長	岡本 章

## 第2ブロック

和歌山市長	大橋 建一
-------	-------

## 第3ブロック

海南市長	神出政巳
有田市長	玉置三夫
紀美野町長	寺本光隆
有田川町長	中本山正建
湯浅町長	伏木倉充
広川町長	白倉 充

## 第4ブロック

御坊市長	柏木征夫
美浜町長	入江勤
由良町長	中井善夫
日高町長	中善朝一
日高川町長	笹井保
印南町長	久保井 始

## 第5ブロック

田辺市長	真砂充敏
上富田町長	小出隆道
白浜町長	立谷誠一
すさみ町長	桂山 功
みなべ町長	山田 五良

## 第6ブロック

新宮市長	佐藤春陽
串本町長	松原繁樹
太地町長	三軒一高
那智勝浦町長	中村詔二郎
古座川町長	中根公平
北山村長	奥田 貢

## 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部(以下『県支部』という。)及び和歌山県水道協会(以下『県水協』という。)に所属する市町村(以下『会員』という。)が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック(以下『ブロック』という。)に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック(以下『地区ブロック』という。)を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市(以下『県支部長』という。)に事務局を設置する。

(応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路



(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

( 応援職員の派遣 )

第 6 条 前条により応援要請を受けた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

2 各水道事業体は、応援活動に従事する職員（以下『応援職員』という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具及び緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

( 応援物資等の調査 )

第 7 条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表 3 により毎年 4 月末日までに県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ各水道事業体に送付するものとする。

( 費用の負担 )

第 8 条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。

4 前 3 項の定めにより難しいときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

( 訓練 )

第 9 条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

( 補足 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

( 適用 )

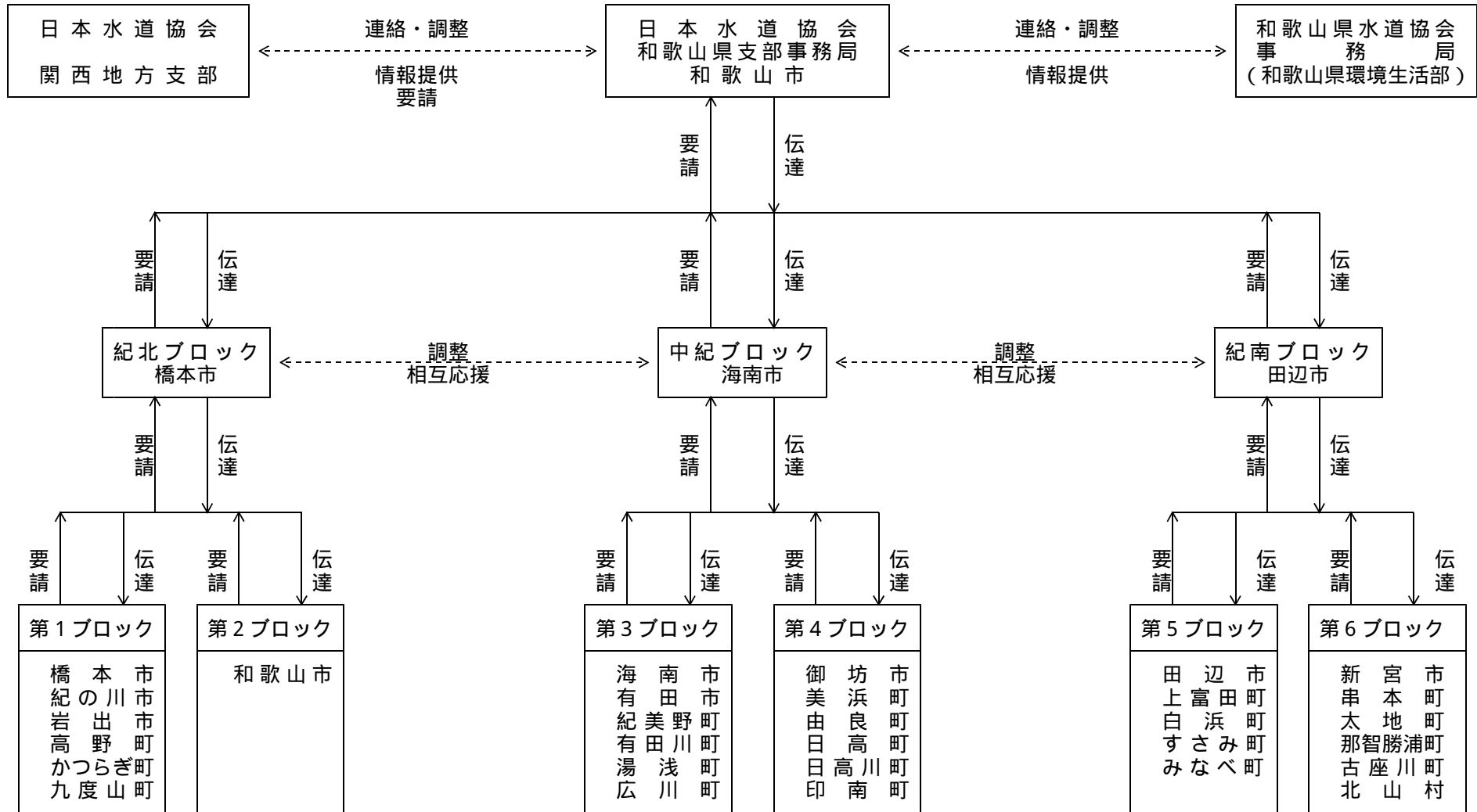
第 11 条 この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

# 水道災害に伴う相互応援ブロック組織図

別表 1



## 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書

## (趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画で想定する大規模な地震・水害などの各種災害や事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の応急復旧に関し、和歌山県(以下「甲」という。)と和歌山県管工事業協同組合連合会(以下「乙」という。)との協力事項を定めるものとする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害発生時において、被災市町村もしくは水道事業体(以下「市町村等」という。)からの要請に応じ、乙に対し、応急復旧について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により事前要請を行うことができる。

- (1) 協力要請市町村等
- (2) 災害が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策の内容
- (5) 必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する災害対策本部または市町村水道災害復旧担当部局の指示により応急対策に従事するものとする。

## (報告)

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

## (費用負担)

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準として、市町村等と乙の協議により決定し、市町村等が負担するものとする。

( 災害補償 )

第 5 条 第 2 条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と市町村等で協議するものとする。

( 被災した他の都道府県への応援 )

第 6 条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

( 連絡体制等 )

第 7 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課、乙においては和歌山県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者等の連絡体制を定めるものとする。

( 協議 )

第 8 条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

( 有効期間 )

第 9 条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 8 月 1 日

甲 和歌山県知事

乙 和歌山市南中間町 1 2 番地  
和歌山県管工事業協同組合連合会  
会 長

## 44-02-00 県下の水道施設設置箇所表

県生活衛生課

市町村名	施設	
	上水道	簡易水道
和歌山市	和歌山	
海南市	海南、下津	
橋本市	橋本	
有田市	有田	
御坊市	御坊	
田辺市	田辺	
新宮市	新宮	三津人、宮井、敷屋、小口、西高田
紀の川市	河北、河南	
岩出市	岩出	
紀美野町		西部、中田、河北、河南、美里、毛原、長谷宮
かつらぎ町	かつらぎ	広口、渋田、見好東部、教良寺、御所、天野、新城、花園梁瀬
九度山町		九度山
高野町		高野山、富貴
湯浅町	湯浅	
広川町		広川
有田川町	有田川	金屋、金屋北、吉原、釜中、岩倉、西ヶ峯、早月、五西月北、清水
美浜町	美浜	
日高町	日高	
由良町	由良	
日高川町	日高川	
印南町	印南	
みなべ町	みなべ	
白浜町	白浜	市江、田野井、口ヶ谷、安居、久木、玉伝、市鹿野、上滝、城
上富田町	上富田	
すさみ町	すさみ	江住、佐本、太間川、口和深、立野
串本町	串本	
古座川町		古座川
那智勝浦町	那智勝浦	
太地町		太地、夏山
北山村		北山

(R4.4.1現在)

## イ 給水器具

(日本水道協会和歌山県支部調べ)

項目	車両					給水容器						機材						その他			
	給水車 (1.5~2ト)	給水車 (3~4ト)	トラック	クレーン車	その他	仮設水槽 (0.3~1ト)	給水タンク (1.2~2ト)	給水タンク (4.5~60%)	ポリ容器 (200~1,000%)	ポリ容器 (200~1,000%)	その他	備考	応急給水装置	ろ過機	発電機	投光機	鉄管切断機	電動ネジ機	その他	その他	備考
和歌山市	3	1	8	1	5		11	814		85,699	ポリ袋(5~20%)			3	1	1					企業局
海南市		2	10		6	8		30		1,000	ポリ袋(6%)		1	2	3	2					水道部
橋本市	1	1					1	390	20	960	ポリ袋(6%)			3	3				16	ポリバケツ50L	上下水道部
有田市	2		1		4	7	1	530		1,000	ポリ袋(5%)			2	2	2					水道事務所
御坊市			3	1	8	4	2	78		1,500	ポリ袋(6%)			3	5						水道事務所
田辺市		2	3		15	7	5	0		21,600	ポリ袋(6%)			9							水道部
新宮市		2	4	1	3	6	7	2,405		10,000	ポリ袋(6%)			8	6	2					水道事業所
紀の川市		1	6		7		4			1,000	ポリ袋(6%)										水道部
岩出市		2	3		3	4		20		5,000	ポリ袋(6%)			1				3	9	ポリバケツ(50~70L)	上下水道局
紀美野町		1	2			3	1	58		3,000	ポリ袋(6%)		2	12	5						水道課
かつらぎ町			4		3	3	1	88		1,200	ポリ袋(6%)			1	2	1					上下水道課
九度山町			1		2	1	2	21		50	ポリ袋(6%)				2						上下水道課
高野町			1			1	1	130						2							生活環境課
湯浅町	1		4		2	2	0	250		1,000	ポリ袋(6%)			1	2	2					水道事務所
広川町	1		1		1	1		119													水道事務所
有田川町		1	2		5	6		14		1,534	ポリ袋(6%)			1	0						水道課
美浜町			1		1	8		3		430	ポリ袋(6%)			2	4						上下水道課
日高町					2	12				1,000	ポリ袋(6%)										上下水道課
由良町			1		1	7		50		1,600	ポリ袋(6%)			2	3	1					上下水道課
印南町					2	5	2	56						3	1						生活環境課
みなべ町	1		1		2	9	2							6	3				70	ポリバケツ(50~70L)	生活環境課
日高川町	2		1		4	2	5	57		1,800	ポリ袋(6%)			1	5						上下水道課
白浜町			8		6	3	4	200		2,300	ポリ袋(6%)		2	4	2	2					上下水道課
上富田町						2				8,170	ポリ袋(5~20%)										上下水道課
すさみ町			4		1	1	2	30		2,400	ポリ袋(6%)			2	1						水道課
那智勝浦町		1	3	1	3	21				3,000	ポリ袋(6%)				3						水道課
太地町			2			14		100		2,000	ポリ袋(6%)			1	2	1					産業建設課
古座川町	1				1	1		60		1,600	ポリ袋(6%)										産業建設課
北山村			1		2																産業建設課
串本町	1		4		5	4	20	400		10,000	ポリ袋(6%)		2	2	1						水道課
計	13	14	79	4	94	0	142	71	5,903	20	168,843		0	7	71	56	14	3	0	95	

## 住宅対策計画

45-01-00 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

県建築住宅課

### 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、和歌山県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年11月1日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県知事 西 口 勇

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
社団法人 プレハブ建築協会  
会長 辻 昇 平

**災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定**

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県地域防災計画に基づき、災害時における木造の応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、和歌山県（以下「甲」という。）が和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で原則として県産木材を使用して建設するもの（集会所等を含む。）をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の加盟団体の会員である住宅建設業者（会員が個人である場合は、会員が属する住宅建設業者を含む。以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては和歌山県県土整備部建築住宅課、乙においては和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況について毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成30年 5月 9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 5月 9日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙 和歌山県和歌山市卜半町38番地  
和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会

加盟団体 和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会 会長  
和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会  
会長 榎本 長治

一般社団法人 全国木造建設事業協会  
理事長 大野 年司

一般社団法人 日本木造住宅産業協会  
近畿支部長 湯口 俊夫



## 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と南海フェリー株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模地震発生等の災害時における船舶による輸送等に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による大規模災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、別記第1号様式により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、別記第2号様式の文書により報告するものとする。

（経費の負担及び支払い）

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は可能な限り当該船舶を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 乙の従業員が、この協定に基づく輸送に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成16年9月27日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市湊2835番地の1

南海フェリー株式会社

取締役社長 小西 正弘

45-03-02 災害救助物資の調達に関する協定書  
その1 県 - (株)オークワ・(株)松源

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と（株式会社オークワ）（以下「乙」という。）とは、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年 1月 4日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 { 和歌山市中島185番地の3  
株式会社 オークワ  
代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市吹上2丁目4の50  
株式会社 松源  
代表取締役 桑原一良

## その2 県 - わかやま市民生活協同組合・和歌山県生活協同組合連合会

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とわかやま市民生活協同組合（以下「乙」という。）と和歌山県生活協同組合連合会（以下「丙」という。）とは、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

2 丙は、この協定に関し、乙の行う物資供給活動について、会員生協を通じて必要な支援を行うものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有品目等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有品目等の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年 1月 4日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市太田430-7  
わかやま市民生活協同組合  
理事長 尾添仁

丙 和歌山市太田430-7  
わかやま市民生活協同組合気付  
和歌山県生活協同組合連合会  
会長理事 尾添仁

その3 県 - コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 (旧・三笠コカ・コーラボトリング株式会社)

### 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と三笠コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)とは、県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、災害救助物資(以下「物資」という。)の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に要請する物資は、乙が保有する清涼飲料水全般において、乙の営業に支障のない範囲において乙が供給可能であるものとする。

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

(物資の引渡し)

第4条 物資の引渡しは、甲の指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、別記2号様式により速やかに報告するものとする。

(物資の価格等)

第5条 物資は、原則として無償とする。

2 物資の引渡しに係る費用は、災害発生時直前における価格を基準として決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

(品名及び規格等の報告)

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の品名及び規格等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月7日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 奈良県天理市嘉幡町643番地  
三笠コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 末安剛明

## その4 県 - NPO法人コメリ災害対策センター

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、和歌山県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有数量等を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定締結以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月10日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 新潟県新潟市清水4501-1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧賢一

## その5 県 - コーナン商事株式会社

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）とは、和歌山県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業用品等
- (3) 食料品及び飲料水
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合には、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時における物資の保有数量等を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定の締結日以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月30日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 大阪府堺市西区鳳東町6丁目637番地1号  
コーナン商事株式会社  
代表取締役社長 疋田耕造

## その6 県 - サントリーフーズ株式会社

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に要請する物資は、乙が保有する清涼飲料水全般について、乙の営業に支障のない範囲において、乙が供給可能であるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合は、甲に対して、別記第2号様式により、速やかに報告するものとする。

（物資の価格等）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（品名及び規格等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の品名及び規格等を別記第3号様式により、甲に報告するものとする。

2 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合には、乙に対し物資の提供可能数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都港区台場2-3-3  
サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長 引田耕治



その7 県 - イオンリテール株式会社近畿カンパニー（旧・イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー）

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー（以下「乙」という。）とは、県内での地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は、都道府県相互の応援措置に必要な場合、救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月16日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 大阪府大阪市福島区海老江1丁目1-23  
イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー  
執行役員 支社長 若 山 昇

## その8 県 - エバグリーン廣甚株式会社 (旧・株式会社廣甚)

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県(以下「甲」という。)と株式会社廣甚(以下「乙」という。)とは、県内での地震等の大規模災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は、都道府県相互の応援措置に必要な場合、救助物資(以下「物資」という。)の確保を図るため、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

(物資の引渡し)

第4条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第6条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1590  
株式会社 廣甚  
代表取締役社長 廣 岡 聖 司

## その9 県 - (株)ローソン

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下、「甲」という。）と株式会社ローソン（以下、「乙」という。）とは、甲乙間で平成15年8月1日付けで締結した「協定書」第2条第1号に基づき、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「ローソン店舗」という。）への協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

(1) 甲がローソン店舗に災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼しようとするときは、甲乙協議の上、住民への防災情報の提供に協力すること。

(2) 甲が実施する、又はローソン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を甲乙協議し協力すること。

(3) 甲及び乙が共同して防災訓練を実施すること及び甲又は乙が計画する防災訓練にそれぞれ参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

(1) 乙は、災害によりローソン店舗の所在する地域のN T T回線が断絶又は通信困難な状況に陥った地域の来店者に対し、ローソン店舗を通じてN T T伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

(2) 乙は、災害発生時に、ローソン店舗において、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

(3) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

(4) 乙は、ローソン店舗を通じて災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

(1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。

(2) 調達の要請は、文書によるものとし、その暇がないときは口頭によることができるものとする。

(3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡し後速やかに乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう互いに協力するものとする。

(1) 甲及び乙は、それぞれ行動マニュアルを作成し、これを周知するように努めるものとする。

(2) 乙は、ローソン店舗に対して、防災訓練及び防災教育の啓発に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（協定の細目）

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲は、担当者、連絡先等に関する情報について、乙へ報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成16年2月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成16年2月20日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社 ローソン

代表取締役執行役員 新浪剛史

## その10 - (株)セブン-イレブン・ジャパン

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下、「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という。）とは、甲乙間で平成16年3月25日付けで締結した「協定書」第2条第1号に基づき、和歌山県域における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「セブン-イレブン店舗」という。）への協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業の実施に努めるものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

(1) 甲がセブン-イレブン店舗に災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼しようとするときは、甲及び乙並びにセブン-イレブン店舗で協議の上、住民への防災情報の提供に協力すること。

(2) 甲が実施する、又はセブン-イレブン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を甲乙協議し協力すること。

(3) 甲及び乙が共同して防災訓練を実施すること及び甲又は乙が計画する防災訓練にそれぞれ参加すること。

(4) 甲及び乙が必要と認める場合、甲が実施する、又はセブン-イレブン店舗の所在する市町村が実施する防災訓練に対するセブン-イレブン店舗への参加要請

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

(5) 乙は、災害によりセブン-イレブン店舗の所在する地域のN T T回線が断絶又は通信困難な状況に陥った地域の来店者に対し、セブン-イレブン店舗を通じてN T T伝言ダイヤルの周知を行うものとする。

(6) 乙は、災害発生時に、セブン-イレブン店舗において、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。

(7) 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。

(8) 乙は、セブン-イレブン店舗を通じて災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県域における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

(1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。

(2) 調達の要請は、文書によるものとし、その暇がないときは口頭によることができるものとする。

(3) 物資の取引価格は、災害発生時直前の価格によるものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡し後速やかに乙に代金を支払うものとする。

(4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。

(5) 甲は、物資搬送経路について、乙に情報を提供し、迅速かつ安全な搬送に努めるものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう互いに協力するものとする。

(1) 甲及び乙は、それぞれ行動マニュアルを作成し、これを周知するように努めるものとする。

(2) 乙は、セブン-イレブン店舗に対して、防災訓練及び防災教育の啓発に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（協定の細目）

第8条 第2条から第4条までに定める事業を確実に実施するため、甲は、担当者、連絡先等に関する情報について、乙へ報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成17年 3月26日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成17年 3月26日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 東京都港区芝公園四丁目1番4号  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 山口俊郎

## その11 - (株)ファミリーマート

## 防災関係の協働事業に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、和歌山県内における災害対策に関する地域協働事業の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害発生時における地域住民の安全確保に資するため、乙が直営店及びフランチャイズ契約により加盟している店舗（以下「ファミリーマート店舗」という。）への協力を要請して、災害対策に関する地域協働事業の実施に努めるものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を行うものとする。

- (1) 甲が乙及びファミリーマート店舗に防災啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、乙及びファミリーマート店舗は設置場所を提供し、住民への防災情報の周知に協力するよう努めるものとする。
- (2) 乙は、甲又は県内市町村が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについて、広報に協力するものとする。
- (3) 乙及びファミリーマート店舗は、甲又は県内市町村が実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 乙は、災害によりファミリーマート店舗の所在する地域の電話回線が断絶又は通信困難な状況に陥った場合は、ファミリーマート店舗を通じて当該店舗の来店者に対し、伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- (2) 乙は、災害発生時に、ファミリーマート店舗において帰宅困難者等に対し、可能な範囲で災害情報の提供及び支援を行うものとする。
- (3) 乙は、災害発生時に甲から提供のあった災害情報及び乙が自ら収集した災害情報をファミリーマート店舗を通じて住民に提供するものとする。
- (4) 乙は、ファミリーマート店舗を通じて災害情報を収集し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、県内において災害により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙は、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、その他乙が調達可能な物資とする。
- (2) 調達の要請は、文書によるものとし、そのいとまがないときは口頭によることができるものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時直前における仕入れ価格を基準とするものとし、甲は、甲乙協議の上、物資の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲が調達要請を行う際に甲乙協議して定めるものとし、甲は、甲の職員又は甲が指定した者を当該場所へ派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と見なし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範囲を著しく超えると認められる場合には、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。
- (6) 乙は、必要に応じて甲から物資搬送経路に関する情報提供を受け、迅速かつ安全な搬送に努めるものとする。

（マニュアルの整備等及び防災教育）

第5条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に実施できるようそれぞれ行動マニュアルを作成し、関係者に周知するように努めるものとする。

2 乙は、ファミリーマート店舗に対して、防災訓練及び防災教育等の実施に努めるものとする。

（乙への支援）

第6条 甲は、乙の災害対策に関する地域協働事業を支援するため、乙に対し、日常から技術的支援を行うとともに、災害時には甲の得た災害情報の提供に努めるものとする。

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、災害対策に関する地域協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

（細目）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成22年6月24日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。  
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年6月24日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 上田準二

その12 - 大塚製薬株式会社

## 和歌山県と大塚製薬株式会社との災害時における支援等に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携して、災害時における支援・被災者貢献、健康長寿社会づくりの推進等を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

本協定は、甲と乙とが相互に緊密な連携を図り、災害時における支援・被災者貢献、健康長寿社会づくりの推進等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）災害時における支援・被災者貢献に関する事項
- （2）健康長寿社会づくりの推進に関する事項
- （3）青少年の育成やスポーツの振興に関する事項
- （4）県民の健康づくりや食育の推進に関する事項
- （5）その他県民の健康増進に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除又は内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上解除又は必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及びその職員等は、本協定の締結及び実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 本条の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後もその効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、さらに1年間同内容で延長されることとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年7月19日

甲：和歌山県知事 仁坂 吉伸

乙：大阪府大阪市北区中之島6丁目2番地40号  
中之島インテンスビル14階  
大塚製薬株式会社大阪支店  
支店長 藤原 康宏

## その13 - 株式会社ジュンテンドー

## 災害救助物資の調達に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、和歌山県内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資は、甲が指定する場所で引き渡すものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有数量等の報告）

第6条 乙は、この協定の締結時点における物資の保有数量等を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定の締結日以降においても、必要に応じて乙に対し物資の保有数量の報告を求めることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役 飯 塚 正



## 災害時における救援物資の保管等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内に地震、風水害その他の災害が発生し、和歌山県災害対策本部が設置された場合において、甲が、乙に対して要請する救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫（以下「物資の保管等」という。）に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（救援物資の保管等に関する要請）

第2条 甲は、救援物資の保管が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し救援物資の保管を要請する。ただし、文書により要請できない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、物資の保管等を実施する上で、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を要請する。

（保管及び派遣の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、可能な限りこれに協力し、救援物資の保管及び保管等に関する助言等を行う関係者の派遣を行うものとする。この場合において、乙は物資の保管を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請により救援物資の保管を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第2条第2項の規定による要請により派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

（1）派遣したものの所属及び氏名

（2）派遣期間及び派遣場所

（3）その他参考となる事項

（経費の負担）

第5条 救援物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用をいう。以下「保管料等」という。）は、甲が負担する。この場合において、倉庫に係る保管料等は、災害発生時直前における和歌山県の事業者が定めている料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 第3条の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管料等の支払）

第6条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第7条 事故の発生により乙会員事業者による救援物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに甲に対し、別記第3号様式によりその状況を報告し、指示を受けなければならない。ただし、

文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

( 損害の負担 )

第 8 条 物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙会員事業者の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙会員事業者が負うものとする。

( 補償 )

第 9 条 第 3 条の業務を実施するに当たり派遣された者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議するものとする。

( 1 ) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

( 2 ) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

( 3 ) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

( 情報提供 )

第 1 0 条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

( 連絡責任者 )

第 1 1 条 甲及び乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

( 有効期間 )

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間とする。ただし、期間終了の日の 3 0 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

( 協議 )

第 1 3 条 この協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市西浜 7 9 6 番地の 1  
和歌山県倉庫協会  
会 長 八 幡 修 和

## 災害時における救援物資の保管等に関する変更協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と和歌山県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月25日甲乙間において締結した災害時における救援物資の保管等に関する協定（以下「原協定」という。）の一部変更について次のとおり協定を締結する。

- 1 原協定第1条中「和歌山県災害対策本部が設置された場合」の次に「又は 都道府県間相互の応援措置を行う場合」を加える。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月4日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山県和歌山市西浜796番地の1  
和歌山県倉庫協会  
会 長 八 幡 修 和

## 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和歌山県福祉事業団（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合に備え、長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに応じるものとする。

- （1）業務名 長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄業務
- （2）業務の内容 県が調達した別紙一覧表の物品（以下「備蓄品」という。）を施設において使用しながら補充を行い備蓄する。
- （3）備蓄場所 別紙一覧表内の備蓄場所
- （4）保管管理 備蓄品は、常に使用可能な状態で良好な保管場所において備蓄するものとする。
- （5）災害発生時 災害発生時には、和歌山県の要請に伴い、備蓄品を和歌山県職員が当該備蓄場所から搬出し、避難所へ放出するものとする。
- （6）その他 販売中止等により別紙一覧表の物品を備蓄できなくなった場合は、甲と乙の間で協議する。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（検査等）

第3条 甲は、必要がある場合には乙の保管する備蓄品について検査をし、又は報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

- （1）役員等（理事等又は法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

(その他)

第5条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月18日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 西牟婁郡上富田町岩田2456-1  
社会福祉法人 和歌山県福祉事業団  
理事長 宇 治 田 文 彦

	備蓄品目	商品名	規格等	単位	数量
由良あかつき園	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	15
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	47
	生理用品	チャームボディナイトG	(26枚入り×18P) 468枚入/箱	箱	9
南紀あけぼの園	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	15
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	25
	生理用品	チャーム昼用	(64枚入り×18P) 1,152枚入/箱	箱	4
	生理用品	チャームボディナイトG	(26枚入り×18P) 468枚入/箱	箱	4
南紀医療福祉センター	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	10
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	10
牟婁さくら園	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	20
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	30
牟婁あゆみ園	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	10
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	30
ひわまり寮	生理用品	チャームボディナイトG	(26枚入り×18P) 468枚入/箱	箱	5
古座あさかぜ園	紙おむつ (テープタイプ)	L)リブドゥリフレ-プタイプ	(26枚入り×2P) 52枚入/箱	箱	20
	紙おむつ (テープタイプ)	M)リブドゥリフレ-プタイプ	(30枚入り×3P) 90枚入/箱	箱	40
	生理用品	チャームボディナイトG	(26枚入り×18P) 468枚入/箱	箱	7

## 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和歌山つくし会（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合に備え、長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに応じるものとする。

- （1）業務名 長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄業務
- （2）業務の内容 県が調達した別紙一覧表の物品（以下「備蓄品」という。）を施設において使用しながら補充を行い備蓄する。
- （3）備蓄場所 別紙一覧表内の備蓄場所
- （4）保管管理 備蓄品は、常に使用可能な状態で良好な保管場所において備蓄するものとする。
- （5）災害発生時 災害発生時には、和歌山県の要請に伴い、備蓄品を和歌山県職員が当該備蓄場所から搬出し、避難所へ放出するものとする。
- （6）その他 販売中止等により別紙一覧表の物品を備蓄できなくなった場合は、甲と乙の間で協議する。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（検査等）

第3条 甲は、必要がある場合には乙の保管する備蓄品について検査をし、又は報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

- （1）役員等（理事等又は法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

(その他)

第5条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月14日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市吉礼486-1  
社会福祉法人 和歌山つくし会  
理事長 中 谷 博 昭



	備蓄品目	商品名	規格等	単位	数量
和歌山乳児院	粉ミルク	森永ドライミルクはぐくみ	850g 8缶入/箱	箱	30
	ほ乳瓶	ピジョンほ乳瓶Kタイプ	プラスチック製・シリコーンゴム製乳首付 160cc	本	50
	ほ乳瓶	ピジョンほ乳瓶Kタイプ	プラスチック製・シリコーンゴム製乳首付 200cc	本	50
	紙おむつ (テープタイプ)	メリーズさらさらエアスルーM	(64枚入り×4P) 256枚入/箱	箱	5
	紙おむつ (テープタイプ)	メリーズさらさらエアスルーL	(54枚入り×4P) 216枚入/箱	箱	5
	紙おむつ (パンツタイプ)	メリーズパンツ のびのびWalker L	(44枚入り×3P) 132枚入/箱	箱	5
	紙おむつ (パンツタイプ)	メリーズパンツ のびのびWalker ビッグ	(38枚入り×3P) 114枚入/箱	箱	5
	お尻ふき	ピジョンおしりナップ	(80枚入り×12P) 960枚入/箱	箱	10
和歌山つくし医療・福祉センター	紙おむつ (テープタイプ)	フリーネ ラクラテープ M	(30枚入り×2P) 60枚入/箱	箱	13
	紙おむつ (テープタイプ)	フリーネ ラクラテープ S	(34枚入り×3P) 102枚入/箱	箱	8

## 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社会福祉法人 しんせい会（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合に備え、長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに応じるものとする。

- （1）業務名 長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄業務
- （2）業務の内容 県が調達した別紙一覧表の物品（以下「備蓄品」という。）を施設において使用しながら補充を行い備蓄する。
- （3）備蓄場所 しんせい保育園
- （4）保管管理 備蓄品は、常に使用可能な状態で良好な保管場所において備蓄するものとする。
- （5）災害発生時 災害発生時には、和歌山県の要請に伴い、備蓄品を和歌山県職員が当該備蓄場所から搬出し、避難所へ放出するものとする。
- （6）その他 販売中止等により別紙一覧表の物品を備蓄できなくなった場合は、甲と乙の間で協議する。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（検査等）

第3条 甲は、必要がある場合には乙の保管する備蓄品について検査をし、又は報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

- （1）役員等（理事等又は法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

(その他)

第5条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月 5日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 御坊市藤田町吉田550-9  
社会福祉法人 しんせい会  
理事長 豊 田 拓 平

備蓄品目	商品名	規格等	単位	数量
粉ミルク	森永ドライミルクはぐぐみ	850g 8缶入ノ箱	箱	1
粉ミルク	ビーンスターク すこやか	820g 8缶入ノ箱	箱	1
粉ミルク	和光堂 レーベンスミルク はいはい	850g 8缶入ノ箱	箱	1

## 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社会福祉法人 こじかの会（以下「乙」という。）とは、和歌山県において地震等の大規模災害が発生した場合に備え、長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（協定業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に要請し、乙は、これに応じるものとする。

- （1）業務名 長期保存が不可能な生活必需品等の備蓄業務
- （2）業務の内容 県が調達した別紙一覧表の物品（以下「備蓄品」という。）を施設において使用しながら補充を行い備蓄する。
- （3）備蓄場所 こじか保育園
- （4）保管管理 備蓄品は、常に使用可能な状態で良好な保管場所において備蓄するものとする。
- （5）災害発生時 災害発生時には、和歌山県の要請に伴い、備蓄品を和歌山県職員が当該備蓄場所から搬出し、避難所へ放出するものとする。
- （6）その他 販売中止等により別紙一覧表の物品を備蓄できなくなった場合は、甲と乙の間で協議する。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間、同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

（検査等）

第3条 甲は、必要がある場合には乙の保管する備蓄品について検査をし、又は報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

- （1）役員等（理事等又は法人の役員と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （2）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4）役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

(その他)

第5条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月 5日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 日高郡美浜町和田2111-55  
社会福祉法人 こじかの会  
理事長 若 野 良 子

備蓄品目	商品名	規格等	単位	数量
粉ミルク	ビーンスターク つよいに	820g 8缶入/箱	箱	2
粉ミルク	明治 ほほえみ	800g 8缶入/箱	箱	3

## その1 県 - (株)アクティオ

**災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書**

和歌山県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は都道府県相互の応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う機材の供給要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（供給機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材は、移動トイレ、発電機、その他要請時点で乙が保有する機材とする。

（要請）

第3条 甲による機材の供給要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して要請事項を実施するものとする。

（機材の運搬及び引渡し）

第5条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲乙協議の上指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項による引渡しを甲の指定する者に代行させることができる。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請を受け業務を完了したときは、速やかに、別記第2号様式により甲に報告するものとする。

（費用）

第7条 第3条の規定による機材の賃借に要した費用の算出方法については、災害発生直前における適正な価格とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、災害発生直前における適正な地域の事業者の届出運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第8条 前条の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者（公務員を除く）が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。



(車両の通行)

第10条 甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第11条 甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協定の効力停止)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定の効力を停止し、既に支払った費用又は補償金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第3条の規定による要請事項の実施に関する業務に、暴力団員が従事したとき。

2 前項で停止したこの協定の効力の回復は、甲が文書により行うものとする。

(協議事項)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成25年2月18日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号  
株式会社アクティオ  
代表取締役 小沼光雄

## その2 県 - (株)キナン

**災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書**

和歌山県（以下「甲」という。）と株式会社キナン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は都道府県相互の応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う機材の供給要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（供給機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材は、移動トイレ、発電機、その他要請時点で乙が保有する機材とする。

（要請）

第3条 甲による機材の供給要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して要請事項を実施するものとする。

（機材の運搬及び引渡し）

第5条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲乙協議の上指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項による引渡しを甲の指定する者に代行させることができる。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請を受け業務を完了したときは、速やかに、別記第2号様式により甲に報告するものとする。

（費用）

第7条 第3条の規定による機材の賃借に要した費用の算出方法については、災害発生直前における適正な価格とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、災害発生直前における適正な地域の事業者の届出運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第8条 前条の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者（公務員を除く）が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第11条 甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協定の効力停止)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定の効力を停止し、既に支払った費用又は補償金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第3条の規定による要請事項の実施に関する業務に、暴力団員が従事したとき。

2 前項で停止したこの協定の効力の回復は、甲が文書により行うものとする。

(協議事項)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年12月12日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 和歌山県新宮市浮島1番25号キナンビル  
株式会社キナン  
代表取締役社長 角口孝幸

## 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と西日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- （1）被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- （2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- （3）甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

3 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- （1）組合員の名称、所在地
- （2）連絡窓口、連絡方法
- （3）物資の種類、数量、提供可能時期
- （4）その他必要な事項

4 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 組合員は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

- 2 組合員は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。
- 3 組合員は、搬送終了後、速やかに別記第2号様式により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(市町村による要請)

- 第6条 災害の規模が比較的小規模な場合など、市町村が乙に対して物資の要請を直接行うことが適当と認められるときは、市町村は乙に直接要請できるものとする。
- 2 前項の規定により市町村が乙に要請する場合は、市町村は予め甲に要請内容を連絡するものとし、甲は、必要に応じ市町村及び乙の間の調整、支援を行うものとする。
  - 3 第1項の規定により市町村が乙に要請する場合、第2条、第4条、第5条及び第7条第1項の規定の適用については、甲を市町村と読み替える。

(経費等の負担及び請求等)

- 第7条 甲の要請により組合員が調達した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という)は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。
- 2 業務に要した経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲又は市町村が負担する。
  - 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲又は市町村に請求するものとする。
  - 4 甲又は市町村は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

- 第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
- 2 甲は、乙の連絡窓口を市町村に、市町村の連絡窓口を乙に通知するものとする。
  - 3 乙は、災害時において甲又は市町村の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

- 第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第10条 乙は、甲又は市町村が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲、乙又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、市町村及び乙の組合員はこの協定の写しを所持する。

平成29年2月9日

甲 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県知事 仁坂吉伸

乙 大阪市中央区森之宮中央1丁目16番16号  
西日本段ボール工業組合  
理事長 大坪清

## その1 県 - (社)トラック協会

**緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書**

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急・救援輸送、荷下ろし、仕分け、積込み及び管理業務等（以下「緊急・救援輸送及び荷さばき業務」という。）に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は都道府県相互の応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送及び荷さばき業務の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施する上で乙の応援を必要とするときは、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急・救援輸送及び荷さばき業務に従事した場合は、甲に対し速やかに、別記第2号様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生直前における適正な地域の事業者の届出運賃・料金等を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により、緊急・救援輸送及び荷さばき業務の応援に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることが出来る場合

(3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償をうけることができる場合

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては福祉保健総務課長、乙においては専務理事とする。

(協定の効力停止)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定の効力を停止し、既に支払った費用又は補償金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に、暴力団員が従事したとき。

2 前項で停止したこの協定の効力の回復は、甲が文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 甲乙間で締結した平成14年1月4日付け緊急・救援物資輸送に関する協定書、平成18年3月15日付け緊急・救援物資輸送に関する覚書及び平成19年3月14日付け緊急・救援物資輸送に関する変更協定書は、平成24年3月31日限り廃止する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成24年4月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 和歌山市湊1414番地  
社団法人 和歌山県トラック協会  
会 長 龍 田 潤 三



別記第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日  
号

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務要請書

社団法人和歌山県トラック協会 様

和歌山県知事

「緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする車両・輸送内容等

車両の種類（形状）	最大積載量（t）	必要台数	乗務員数

輸送期間（日時）	積込場所及び取り出し場所

輸送品目（物資等の品名及び数量）

3 応援を必要とする荷さばき業務

従事期間	従事人数	従事内容

4 その他参考となる事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務実施報告書

和歌山県知事 様

社団法人和歌山県トラック協会

下記のとおり緊急・救援輸送及び荷さばき業務を行いましたので報告します。

## 記

## 1 緊急・救援輸送業務

輸送月日 (期間)	輸送場所 (区間及び距離)	車種 (最大積載量)	台数	乗務員数	輸送物資等 の種類

輸送の応援に要した実費負担の状況（有料道路通行料、駐車場使用料等）

--

## 2 荷さばき業務

従事期間	従事人数	従事内容

（その他必要な事項）

## その2 県 - (一社) A Z - C O M丸和・支援ネットワーク

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と一般社団法人A Z - C O M丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急・救援輸送、荷下ろし、仕分け、積み込み及び管理業務等（以下「緊急・救援輸送及び荷さばき業務」という。）に関する協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で地震等の大規模災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、和歌山県災害対策本部が設置された場合、又は都道府県相互の応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送及び荷さばき業務の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施する上で乙の応援を必要とするときは、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急・救援輸送及び荷さばき業務に従事した場合は、甲に対し速やかに、別記第2号様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生直前における適正な地域の事業者の届出運賃・料金等を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により、緊急・救援輸送及び荷さばき業務の応援に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、次に掲げる場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和39年和歌山県条例第27号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。

(協定の効力停止)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの協定の効力を停止し、既に支払った費用又は補償金がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 第3条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に、暴力団員が従事したとき

2 前項で停止したこの協定の効力の回復は、甲が文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和5年11月20日

甲 和歌山県知事 岸本周平

乙 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビル5階  
一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長 和佐見 勝

別記第1号様式(第2条関係)

第 年 月 日

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務要請書

一般社団法人  
A Z - C O M丸和・支援ネットワーク 様

和歌山県知事

「緊急・救援輸送業務及び荷さばき業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

### 記

#### 1 災害及び応援を必要とする状況

--

#### 2 応援を必要とする車両・輸送内容等

車両の種類(形状)	最大積載量(t)	必要台数	乗務員数

輸送期間(日時)	積込場所及び取だし場所

輸送品目(物資等の品名及び数量)

#### 3 応援を必要とする荷さばき業務

従事期間	従事人数	従事内容

#### 4 その他参考となる事項

--

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

## 緊急・救援輸送及び荷さばき業務実施報告書

和歌山県知事 様

一般社団法人

AZ - COM丸和・支援ネットワーク

下記のとおり緊急・救援輸送業務及び荷さばき業務を行いましたので報告します。

## 記

## 1 緊急・救援輸送業務

輸送月日 (期間)	輸送場所 (区間及び距離)	車種 (最大積載量)	台数	乗務員数	輸送物資等 の種類

輸送の応援に要した実費負担の状況（有料道路通行料、駐車場使用料等）

## 2 荷さばき業務

従事期間	従事人数	従事内容

## 3 その他

--

## 医療助産計画

46-01-00 災害救助に関する業務委託契約

日赤県支部  
県社会福祉課

### 委 託 契 約 書

和歌山県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社和歌山県支部長（以下「乙」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、災害救助に関する業務委託契約を次のとおり締結する。

#### （委託業務）

第1条 非常災害が発生し、甲が法による救助又はその応援の実施を決定したときは、甲は、その実施に関し、医療、助産及び死体の処理に係る業務を乙に委託するものとする。

#### （業務の範囲）

第2条 前条により乙が行う業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

##### （1）医 療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

##### （2）助 産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガゼその他の衛生材料の支給

##### （3）死体の処理

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 検案

#### （従事者）

第3条 前条の業務は、乙の編成した救護班及び現地医療班によって行うものとする。

#### （費用の補償）

第4条 この契約により委託した事項を実施するため乙が負担した費用については、法第34条の規定に基づき、その費用のための寄付金その他の収入を控除した額を甲において補償する。

#### （補償の請求及び監査）

第5条 乙は、前条により補償を請求するときは、甲が別に示す様式及び算出基準に従って、甲に請求書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の請求に関し必要があると認めるときは、乙の行った業務について監査することができる。

#### （委託範囲外の費用）

第6条 第2条の規定による範囲を超えて行った業務に対し支弁した費用については、前条第1項の請求が

